

## 古賀市まちづくり基本条例の検証のための市民ワークショップ

### 目的

平成 29 年 4 月に施行された「古賀市まちづくり基本条例」では、施行後 4 年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化を勘案し、条例の規定について検証を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることが求められています。今年度、条例施行 4 年目となる令和 2 年度の検証、見直しから 4 年目にあたり、本規定に基づき条例の検証を行うことになりました。

検証に際して「市民ワークショップ」を開催し、コロナ禍を経たこれからのまちづくりへの意見や想いを話し合うことで、「古賀市まちづくり基本条例検証委員会」における検証の際の基礎資料とすることを目的とします。

### 市民ワークショップの視点

コロナ禍を経て、さまざまなまちづくりの取組にも大きな影響を受けたことを、これからのもちづくりを見つめ直す契機として捉え、条例が示すまちづくりの基本原則「情報の共有」「市民参画」「共働」を踏まえ、古賀市におけるまちづくりの問題点や今日的な課題、大事にしたいことなどを明らかにすることを視点としてワークショップを開催します。

### 市民ワークショップの組立

- ・参加者数は 20 名程度、回数は全 3 回程度、各回の時間は 2 時間程度
- ・ワークショップは、まず条例のことや参加者同士を「知り」、現状のまちづくりを「語り」、これからのもちづくりについて「考える」という内容を考えています。

回数	テーマ
第1回	<p>「知る」</p> <p>①まちづくり基本条例について ②みなさんにとっての「まちづくり」とは? ・普段の関わりや活動について情報交換</p>
第2回	<p>「語る」</p> <p>まちづくりの基本原則「情報の共有」「市民参画」「共働」を踏まえ ①まちづくりの現状と課題は? (できていること・できていないこと) ②まちづくりを進めるうえで大事にすべきことは? (求められること)</p>
第3回	<p>「考える」</p> <p>まちづくりの現状と課題、大事にすべきことを踏まえ ①これからのもちづくりに向けて果たす役割は? 市民（自治会・校区コミュニティ・市民活動団体・事業者含む）、議会、行政 ②からのまちづくりで取り組むべきこと</p>